

Organization

第13号 2026年2月9日 JRSE労働組合 発行責任者・山本真治

職場の実態を無視した会社回答！ 諦めずに、これからも要求し続けよう！

職場から声を上げ続けよう！

2026年2月3日、私たちJRSE労働組合は、労働委員会への斡旋申請を経て、ようやくJRSE（以下、会社という）との第1回団体交渉を実現させました。しかし会社の回答は、職場の実態を無視した回答に終始しました。

「現場社員の苦労を全く無視した回答内容だ！」「何のために職場点検に来ているのか！」「要員が不足しているのは誰もが承知の事実！」「現実を見て見ぬふりする会社はおかしい！」「適正な要員と、作業区分・作業内容を曖昧にしておいて、責任をもった作業など出来るわけがない！」「結局、安全より経費削減・営利優先じゃないか！」「これからも諦めずに要求し続けるしかないですね」「私達も職場点検の時などに、会社に要求していきます」など多くの声をいただいています。

【以下が組合の要求内容と会社の回答内容です】

1. 各職場の必要要員を明らかにすると同時に、早急に必要な要員を確保してください。
回答 各職場の各職場の業務量に応じて適正に配置している。
2. 更衣時間（10分）を労働時間にして下さい。
回答 更衣時間を労働時間と考えていない。
3. 今年の夏、大阪支社では5名の社員が熱中症で緊急搬送されましたが、具体的な予防対策が取られないままです。今後の為にも予防対策を具体的に講じて下さい。
回答 夏季の温度上昇により熱中症の対策は当社の問題に限った問題ではないが、当社としては考えられる着実に実施してきました。具体的には、熱風服、飲料水、サプリメント、スポットクーラー、の設置など多岐にわたって対応してきました。今年度、新たに職場に合わせて水分補給の時間を設けた他、熱中対策キット、アイススラリーを配備いたしました。来年度につきましては、それらの配備に加えてスポットクーラー、空調服の更新など会社として検討しているところです。
4. 職場異動を行う場合は、本人の希望と同意を尊重すること。

回答 人事異動については、業務従来から業務上の必要に応じて、必要性に基づき本人の適正能力及び希望を勘案して実施しています。尚、就労に関わるような特別事情を申告した社員につきまして、申告を踏まえて適正に運用している。

5. 一カ月単位の変形労働時間制の趣旨を守り、該当者のお休日が削減するなどの不利益を被ることが無いようにしてください。

回答 就業規則第55条に特別休日は一年間に120日から当該一年間における日曜日の数を除いた日数を付与する。但し、一日の所定労働時間が一日基準労働時間に満たない場合は不足時間分を積算して一日基準労働時間に達するごとに付与日数を減ずるとなっておりそれに基づいて適正に運用しています。

6. JRと委託契約した作業内容・区分（どこからどこまで）を明確にして下さい。

回答 会社内に関わることについては、この場では明らかにする考えはありません。

7. 仕業申告作業に対応する要員を配置して下さい。

回答 必要人員は、必要に応じて適正に配置している。

8. 洗濯機の増設が無理な場合は、サービックに洗濯してもらえるようにして下さい。

回答 大阪支社中にある洗濯機は現在の数で十分足りていると考えているため増設する予定はありません。また、サービックの洗濯場の活用は考えていません。

私たちJRSE労働組合は、これからも現場の声と要求を大切に、諦めることなく要

求し続けます。

また、法律的にも問題がある内容については、法的な対応を進めていきます。

仲間の皆さん！これからも声を上げ続けましょう！

メールアドレスは、jrserou0907@gmail.comです。